

## エイトライナー促進協議会の活動について

標記の「エイトライナー促進協議会」について、下記のとおり幹事会が開催されましたので、報告いたします。

### 記

- 1 日 時 令和2年7月31日（金）午後4時00分から午後4時30分
- 2 会 場 北沢タウンホール12階「スカイサロン」  
（世田谷区北沢2-8-18）
- 3 出席者 関係6区：部長、課長  
※6区：北区、板橋区、練馬区、杉並区、世田谷区、大田区
- 4 活動報告 令和元年度 区部周辺部環状公共交通調査報告
- 5 議決事項 第1号 令和元年度 活動実績報告  
第2号 令和元年度 歳入・歳出決算報告  
第3号 令和2年度 事業計画  
第4号 令和2年度 歳入・歳出予算
- 6 添付資料 エイトライナー促進協議会 第27回理事会・総会議案・・・別紙1  
令和元年度 区部周辺部環状公共交通調査報告(概要)・・・別紙2  
「エイトライナー促進協議会」設置要綱・・・・・・・・・・別紙3

エイトライナー促進協議会  
第27回 理事会・総会

議案

# エイトライナー促進協議会

## 第27回 理事会・総会 議案一覧

議案第1号	令和元年度	活動実績報告
議案第2号	令和元年度	歳入・歳出決算報告
議案第3号	令和2年度	事業計画
議案第4号	令和2年度	歳入・歳出予算

【議案第1号】

## 令和元年度 活動実績報告

### 1. 実現に向けた調査研究

エイトライナー促進協議会、メトロセブン促進協議会及び東京都で構成する都区連絡会において、過年度調査を踏まえ、内々流動が集中する拠点と内外流動の結節点となる鉄道駅に着目して分析を行い、環状方向の需要特性の把握を実施した。

## 【議案第2号】

## 令和元年度 歳入・歳出決算報告

エイトライナー促進協議会

会長 保坂 展人

(単位：円)

## 《歳入》

科目	予算額	決算額	増減	摘要
①分担金	1,800,000	1,800,000	0	1区30万円
②諸収入	0	66	66	預金利息
③繰越金	6,842,843	6,842,843	0	
合計	8,642,843	8,642,909	66	

## 《歳出》

科目	予算額	決算額	増減	摘要	
事業費	6,000,000	1,122,000	△ 4,878,000		
内 訳	①総会	0	0	0	
	②研修会	0	0	0	
	③啓発活動	1,000,000	132,000	△ 868,000	ホームページ保守管理
	④研究活動	5,000,000	990,000	△ 4,010,000	調査委託料
⑤事務費	50,000	1,650	△ 48,350	振込手数料	
⑥予備費	2,592,843	0	△ 2,592,843		
合計	8,642,843	1,123,650	△ 7,519,193		

# 会 計 監 査 報 告

監査の対象 : 令和元年度エイトライナー促進協議会歳入歳出決算

1. 平成31年4月1日から令和2年3月31日に至るエイトライナー促進協議会の収支についての会計監査を、令和2年7月14日に実施いたしました。
2. 本協議会の収支については、関係書類の閲覧及び照会、責任者に対する質問による監査の結果、公正妥当なものと認めました。

令和2年7月14日

エイトライナー促進協議会会計監事  
板橋区長 坂本 健



エイトライナー促進協議会会計監事  
北区議会議長 渡辺 かつひろ



## 令和2年度 事業計画

### 1. 区部周辺部環状公共交通の実現に向けた今後の対応について

過年度の調査結果を踏まえ、需要の前提となる沿線まちづくりを整理するとともに、地下鉄のコスト縮減策について、「スマート・リニアメトロ」の精査など検討を深度化する。

### 2. エイトライナー促進協議会の活動方針について

都区連絡会で実施した調査結果を踏まえ、エイトライナー導入について引き続き検討を行なう。

## 【議案第4号】

# 令和2年度 歳入・歳出予算

## 1 内訳

(単位：円)

### 《歳入》

科目	令和2年度予算	令和元年度予算	増減	摘要
分担金	1,800,000	1,800,000	0	
諸収入	0	0	0	預金利息
繰越金	7,519,259	6,842,843	676,416	
合計	9,319,259	8,642,843	676,416	

### 《歳出》

科目	令和2年度予算	令和元年度予算	増減	摘要	
事業費	6,000,000	6,000,000	0		
内 訳	総会	0	0		
	研修会	0	0		
	啓発活動	1,000,000	1,000,000	0	ホームページ保守管理委託(R2.4.1契約)
	研究活動	5,000,000	5,000,000	0	調査委託等
事務費	50,000	50,000	0	図書購入、雑費等	
予備費	3,269,259	2,592,843	676,416		
合計	9,319,259	8,642,843	676,416		

## 2 分担金金額

1区 30万円

## 3 納入期限

令和2年8月31日



## 1. 調査の目的と概要

## 1.1 調査の目的

- 交通政策審議会答申第198号を踏まえ、平成29年度調査では、区部周辺部環状地域における交通流動等を概括的に把握することを目的に、国勢調査結果を用いて、通勤・通学目的の区単位の交通流動把握を行った。この交通流動を詳細に分析するため、平成30年度調査では、第5回東京都市圏パーソントリップ調査（H20PT調査）結果を用いて、目的別手段別小ゾーン単位の区部周辺部環状地域の交通流動の実態把握を行った。
- 本調査では、平成29年度調査並びに平成30年度調査を踏まえ、区部周辺部環状地域内の『拠点』と『想定結節駅』に着目した端末交通流動を分析し、環状方向への需要特性を把握することを目的とする。

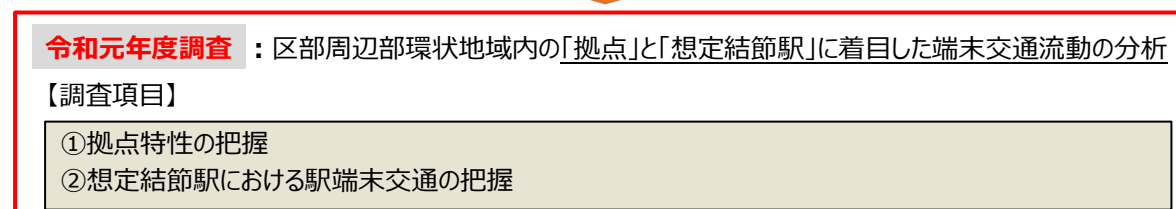
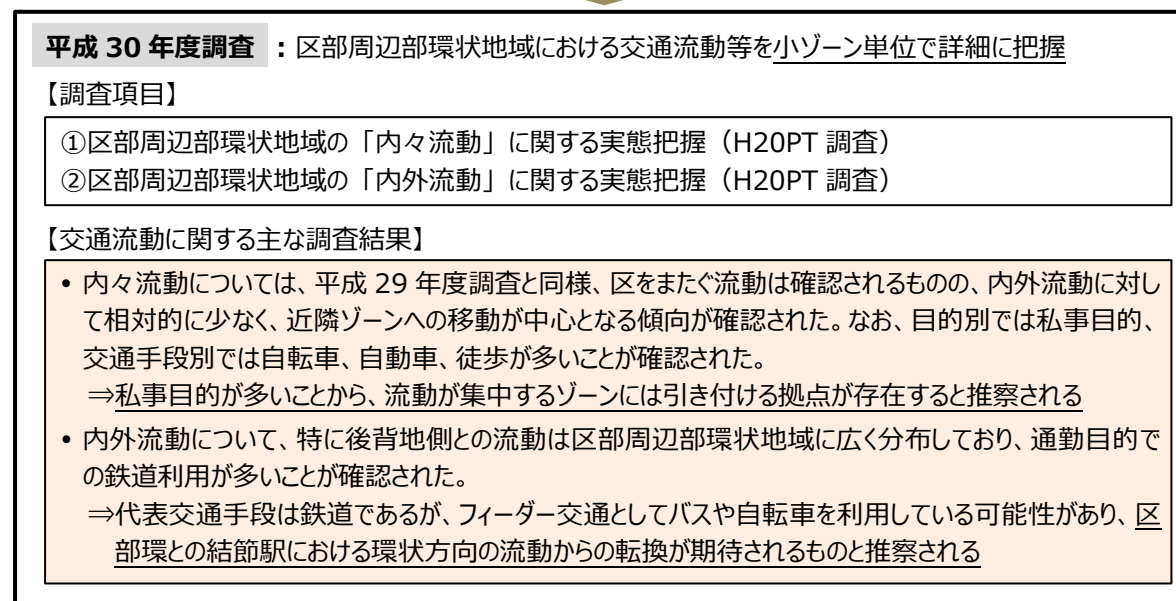
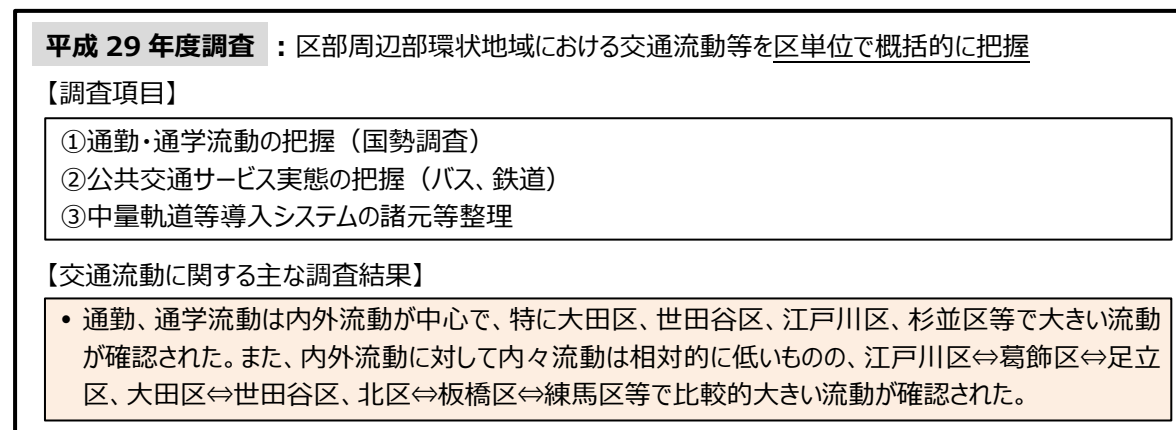


図 これまでの調査の流れ

## 1.2 令和元年度調査における検討の流れ

- 令和元年度調査では、区部環状地域内の『拠点特性』を把握するとともに、『想定結節駅』に着目した端末交通流動を分析し、環状方向への交通需要特性を把握することを目的とする。

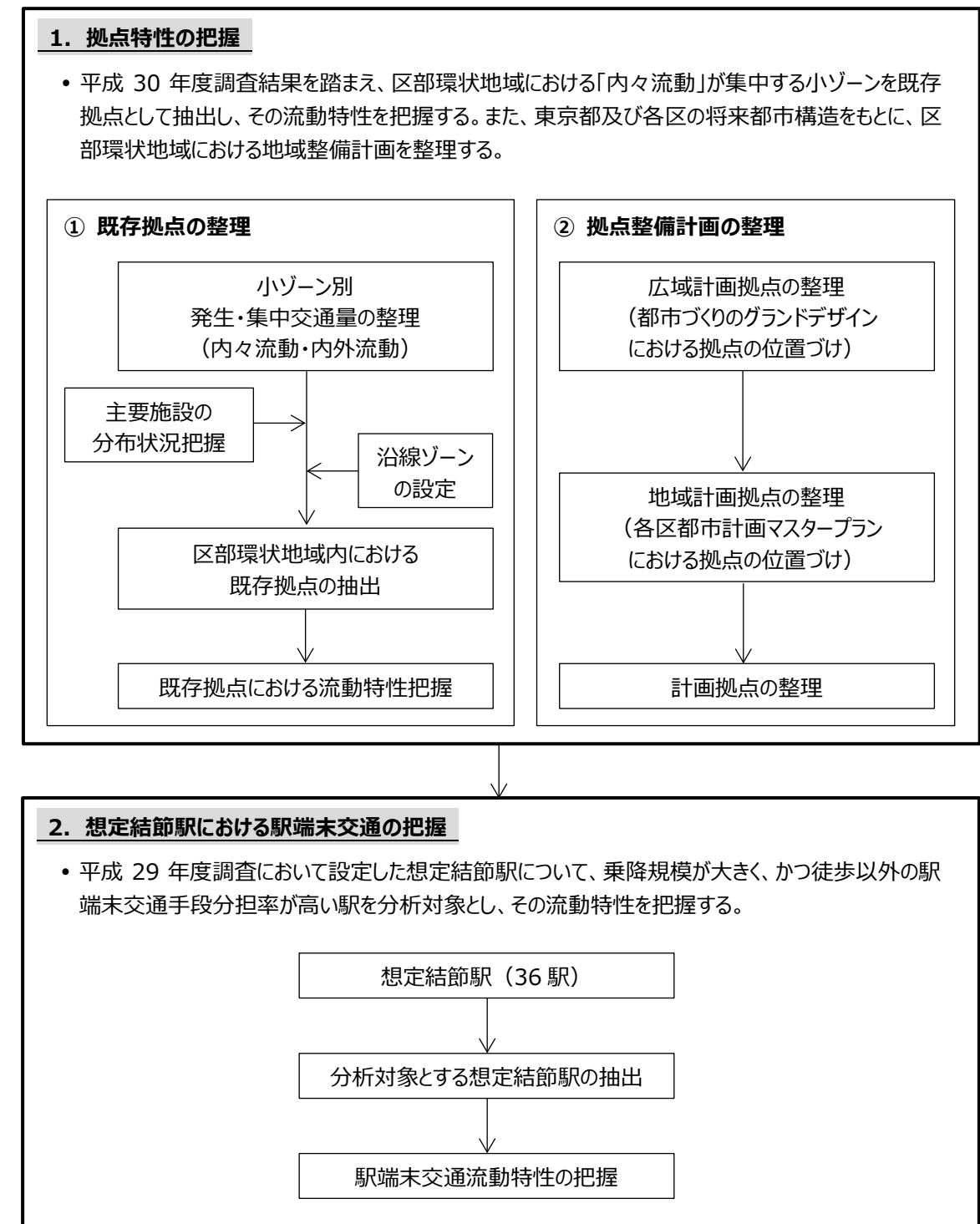


図 令和元年度調査における検討の流れ

## 2. 流動特性把握の対象とする『既存拠点』及び『想定結節駅』

### 2.1 分析対象とする『既存拠点』

- 既存拠点は、H20PT 調査における小ゾーン別発生交通量及び集中交通量をもとに、区部周辺部環状地域のうち区部環状公共交通沿線（環状7号・環状8号沿線）で、かつ、内々流動量大きい小ゾーンを抽出するものとした。
- 抽出にあたっては、発生交通量（帰宅目的を除く）のうち内々流動量大きいゾーンを「住居等集積拠点」、私事目的の集中交通量のうち内々流動量大きいゾーンを「商業等集積拠点」として抽出するものとし、それぞれ上位5%程度を抽出した。

図 分析対象とする既存拠点

拠点分類	小ゾーン	備考
住居等集積拠点	110	瑞江駅周辺（一之江駅周辺）
	907	穴守稲荷・大鳥居・糀谷駅周辺
商業等集積拠点	211	亀有駅・青砥駅周辺
	401	赤羽駅周辺
	710	荻窪駅周辺
	914	蒲田駅周辺

### 2.2 分析対象とする『想定結節駅』

- 平成29年度調査において設定した想定結節駅のうち、一日平均乗降客数が概ね10万人以上で、かつ区部環状公共交通への利用転換が期待される層として考えられる徒歩以外の交通手段の占める割合の高い駅を分析対象として抽出するものとした。
- 抽出にあたっては、第12回大都市交通センサス（H28）をもとに整理された一日平均乗降客数及び端末手段構成比に基づくものとするが、大都市交通センサスにおける一日平均乗降客数には同一駅構内での乗換え利用が含まれているものと考えられるため、東京都統計年鑑（H29）に基づく一日平均乗降客数も考慮して抽出した。

図 分析対象とする想定結節駅

駅名	備考
葛西駅	メトロ東西線
亀有駅	JR 常磐線
西新井駅	東武伊勢崎線
赤羽駅	JR 東北本線・埼京線
荻窪駅	JR 中央線・総武線
二子玉川駅	東急田園都市線
蒲田駅	JR 京浜東北線

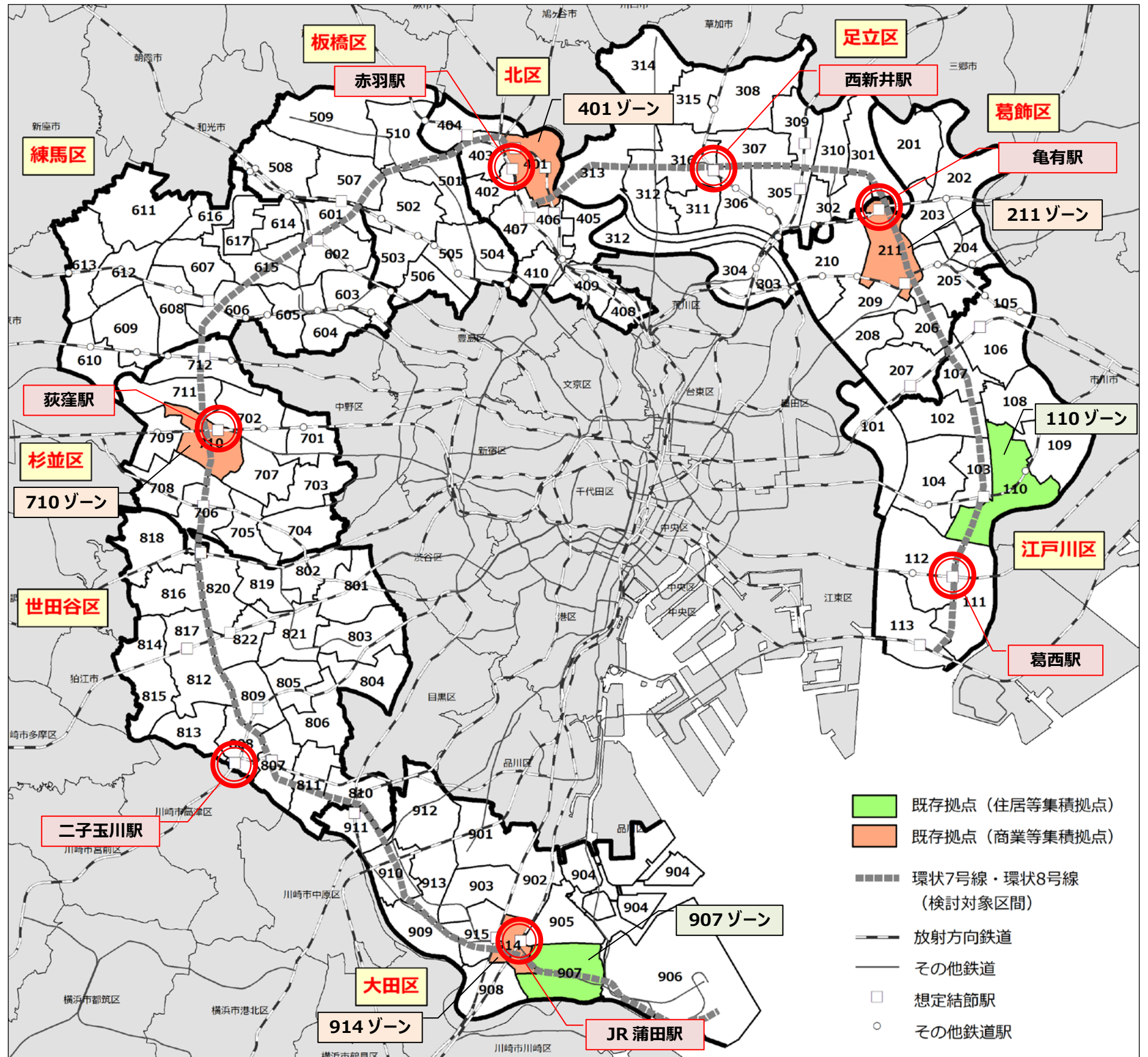
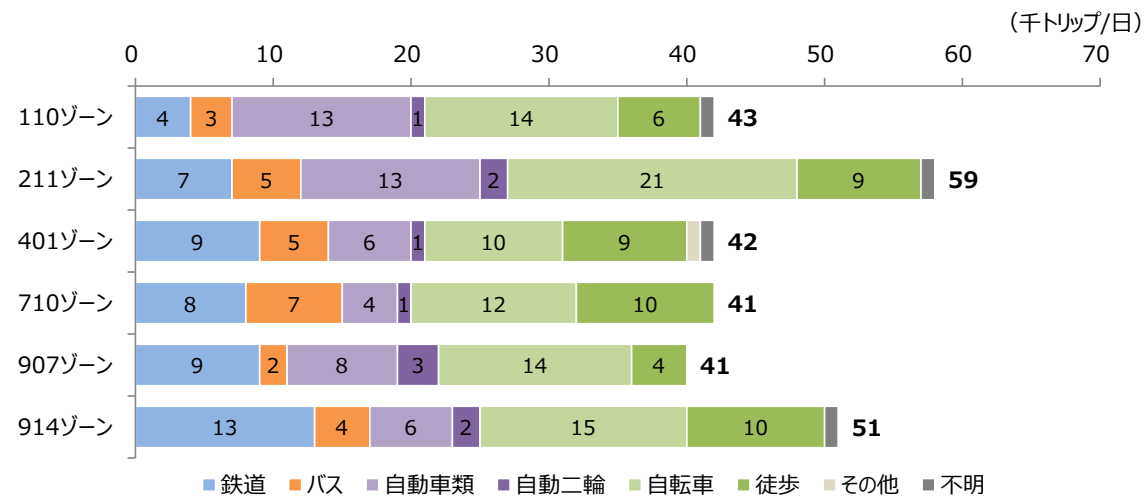


図 流動特性把握の対象とする『既存拠点』及び『想定結節駅』

### 3. 『既存拠点』における流動特性把握

#### 3.1 各既存拠点における内々流動量

- 各既存拠点における代表交通手段別内々流動量については、鉄道、自動車類、自転車によるトリップが多く、またバスの流動量も比較的多い。



資料：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（H20PT）、帰宅目的・目的不明、同一小ゾーン内流動を除いて集計

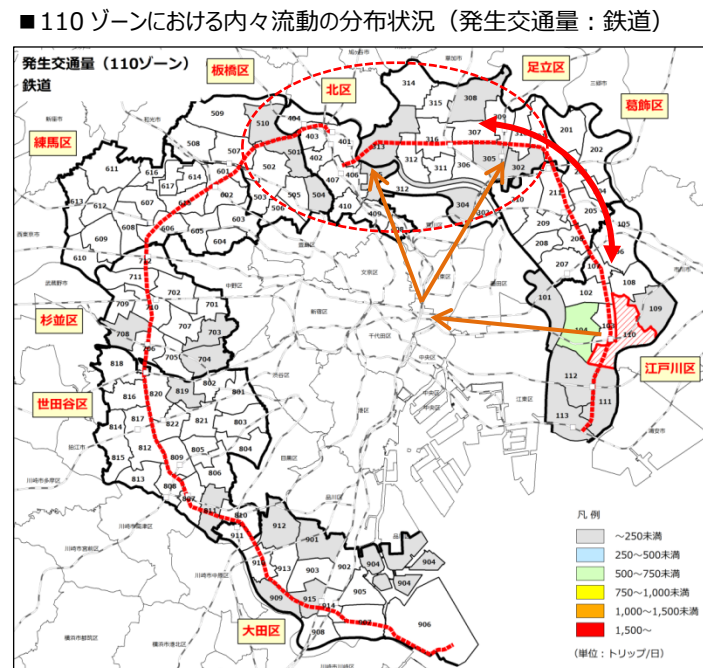
図 各既存拠点における代表交通手段別内々流動量（発生・集中交通量）

#### 3.2 環状方向への交通需要特性

- 各拠点における内々流動量のうち鉄道、自動車類、バスの流動量について、環状方向への交通需要特性を把握した結果、それぞれの既存拠点において区部周辺部環状公共交通への転換可能性が高いトリップが一定量存在することが確認された。

##### 【鉄道利用トリップの特性】

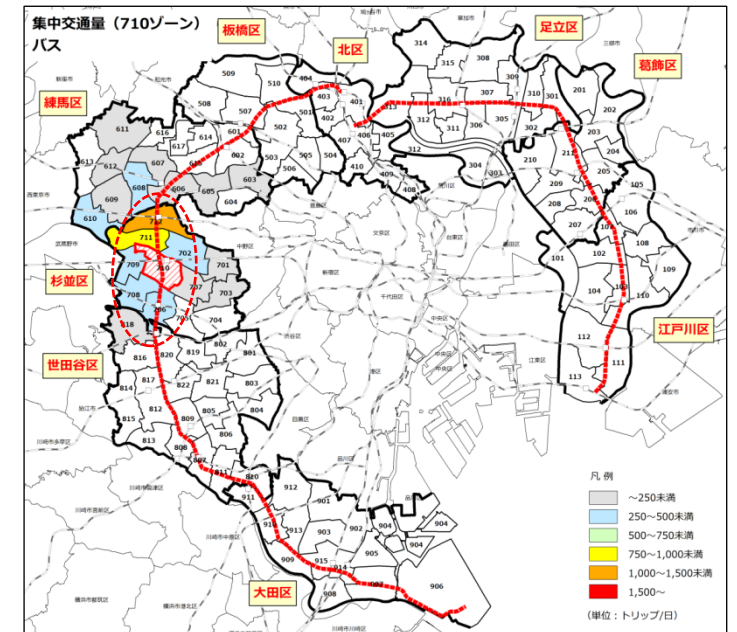
- 現状で鉄道を利用して検討対象区の内々を移動するトリップに関しては、区部周辺部環状公共交通の整備に伴う利用経路の変更が想定されるため、区部周辺部環状公共交通の潜在需要として捉えることができる。
- 右図に110ゾーンにおける鉄道利用者の分布状況（内々流動）を例示する。110ゾーンの場合、足立区や板橋区への発生交通量が見られ、これらは現況では都心を経由する鉄道経路となっているものと想定されるが、区部周辺部環状公共交通の整備により、経路変更される可能性（転換可能性）が高い層と考えられる。



##### 【バス利用トリップの特性】

- 現状でバスを利用して検討対象区の内々を移動するトリップのうち環状方向へのトリップは、利用交通手段の変更が想定されるため、区部周辺部環状公共交通の潜在需要として捉えることができる。
- 右図に710ゾーンにおけるバス利用者の分布状況（内々流動）を例示する。710ゾーンの場合、環状方向のバス流動が比較的多く見られ、区部周辺部環状公共交通の整備により、利用交通手段が変更される可能性（転換可能性）が高い層と考えられる。

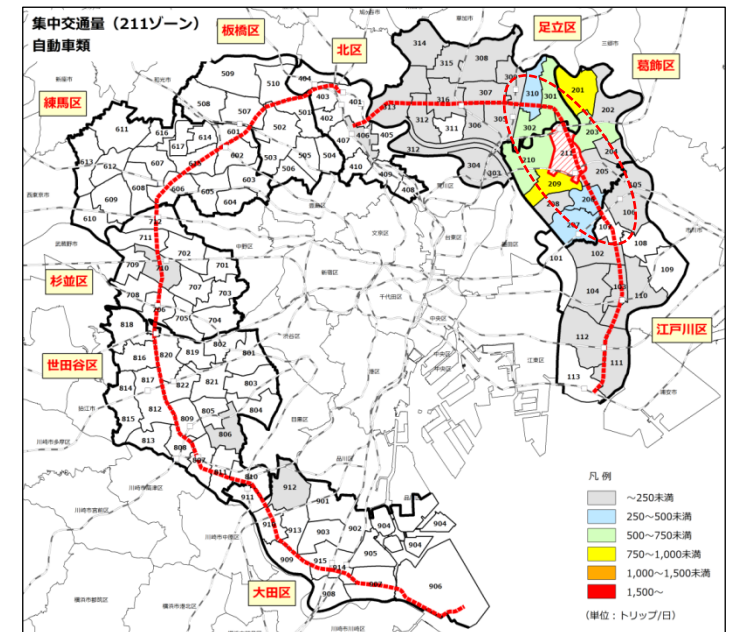
##### ■ 710ゾーンにおける内々流動の分布状況（集中交通量：バス）



##### 【自動車類利用トリップの特性】

- 現状で自動車類を利用して検討対象区の内々を移動するトリップのうち環状方向へのトリップは、利用交通手段の変更が想定されるため、区部周辺部環状公共交通の潜在需要として捉えることができる。
- 右図に211ゾーンにおける自動車類利用者の分布状況（内々流動）を例示する。211ゾーンの場合、環状方向の流動が比較的多く見られ、特に近接するゾーンから発生・集中していることが確認された。これらの移動特性を考慮すると、区部周辺部環状公共交通の整備により、利用交通手段が変更される可能性（転換可能性）が高い層と考えられる。

##### ■ 211ゾーンにおける内々流動の分布状況（集中交通量：自動車類）

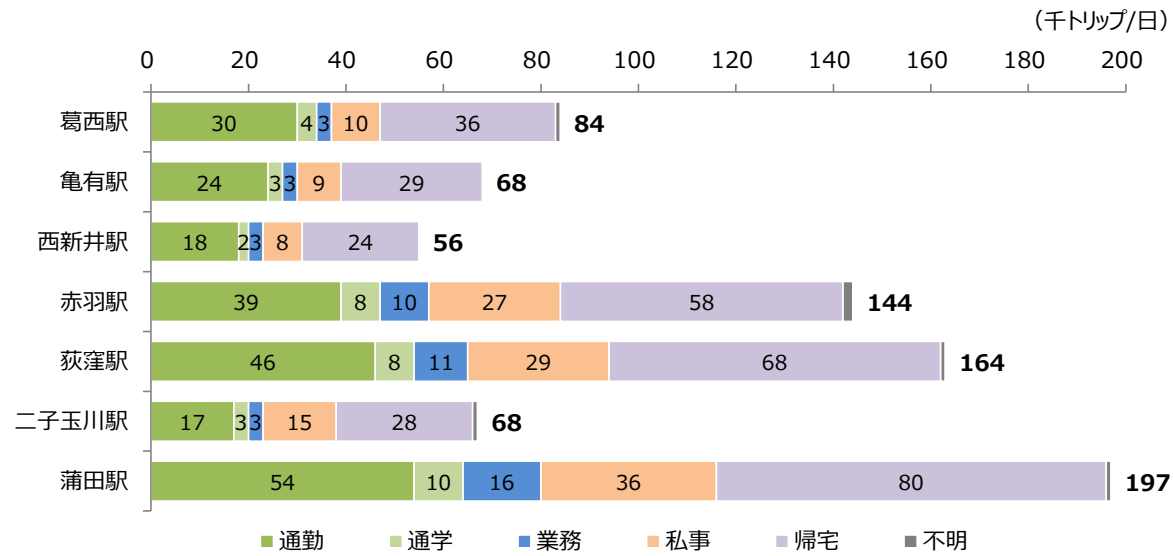


## 4. 『想定結節駅』における流動特性把握

### 4.1 各想定結節駅における駅端末流動量

#### 【 目的別流動量 】

- 各想定結節駅における目的別流動量については、帰宅目的を除くと、各想定結節駅ともに通勤目的及び私事目的によるトリップが比較的多い。

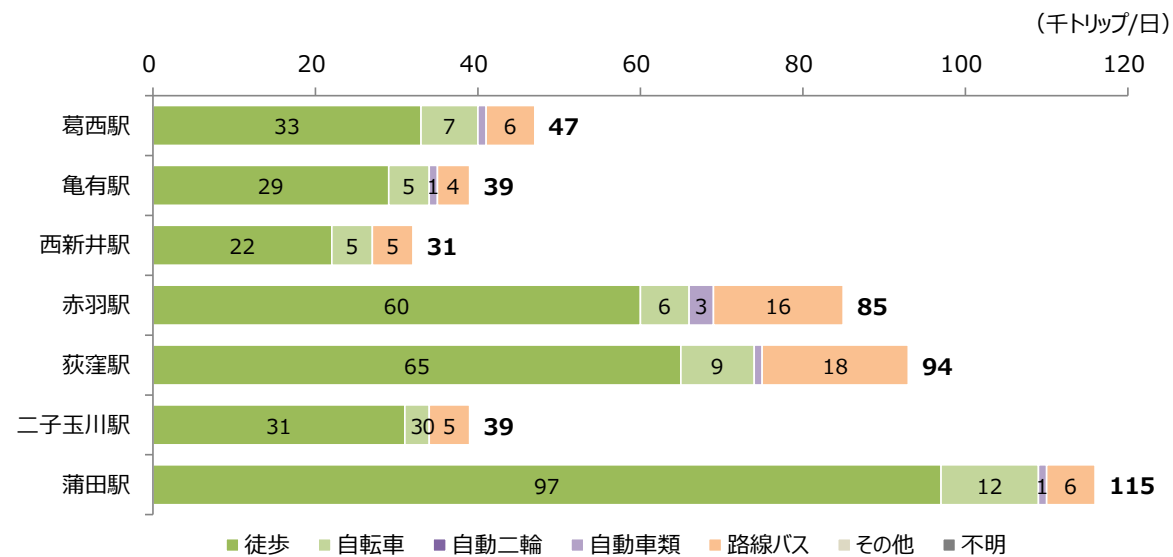


資料：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（H20PT）

図 各想定結節駅における端末利用交通手段別流動量（乗車・降車合計）

#### 【 端末交通手段別流動量 】

- 各想定結節駅における端末利用交通手段別流動量については、徒歩を除くと、自転車、バスによる駅端末トリップが比較的多い。



資料：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（H20PT）、帰宅目的・目的不明を除いて集計

図 各想定結節駅における端末利用交通手段別流動量（乗車・降車合計）

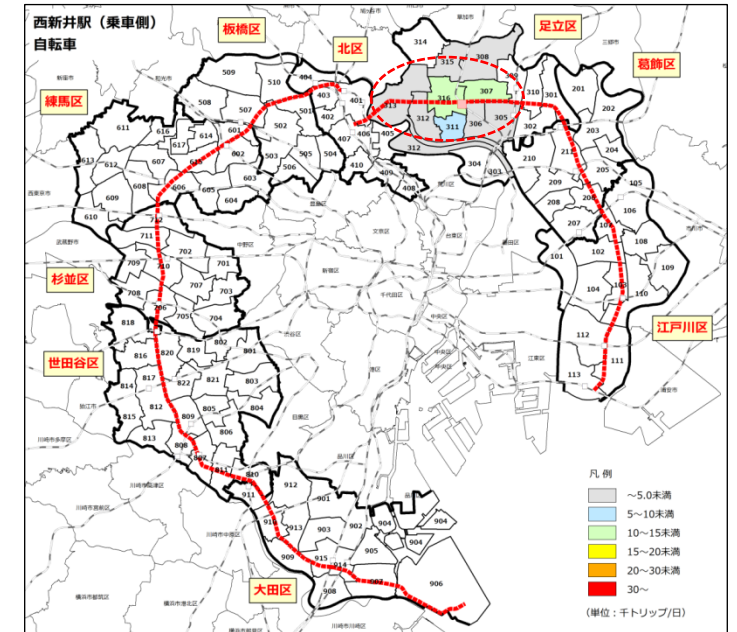
### 4.2 環状方向への交通需要特性

- 各想定結節駅における端末流動量のうち、自転車、バスの流動量について、環状方向への交通需要特性を把握した結果、それぞれの想定結節駅において区部周辺部環状公共交通への転換可能性が高いトリップが一定量存在することが確認された。

#### 【 自転車利用トリップの特性 】

- 現状で自転車を利用して想定結節駅を利用するトリップのうち環状方向へのトリップは、利用交通手段の変更が想定されるため、区部周辺部環状公共交通の潜在需要として捉えることができる。
- 右図に西新井駅における端末自転車利用者の分布状況を例示する。西新井駅の場合、環状方向の流動が比較的多く見られ、区部周辺部環状公共交通の整備により、利用交通手段が変更される可能性（転換可能性）が高い層と考えられる。

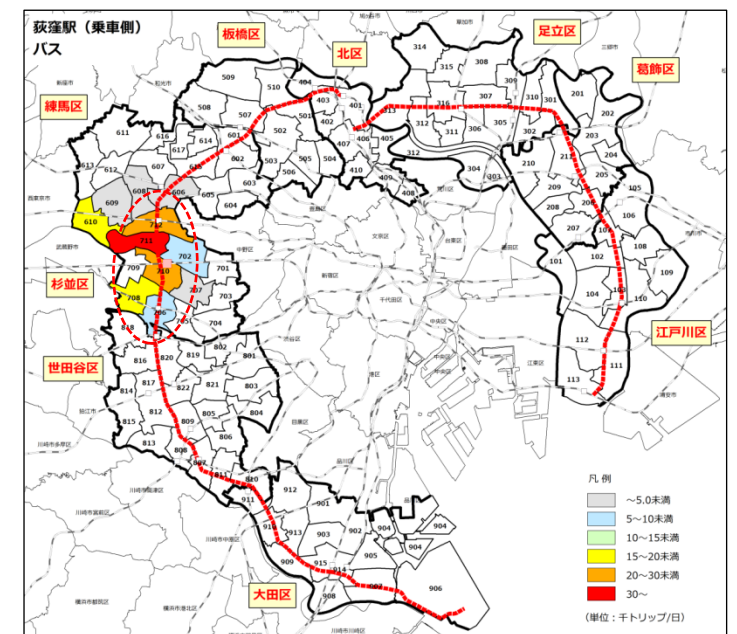
■ 西新井駅における端末自転車利用の分布状況（乗車側）



#### 【 バス利用トリップの特性 】

- 現状でバスを利用して想定結節駅を利用するトリップのうち環状方向へのトリップは、利用交通手段の変更が想定されるため、区部周辺部環状公共交通の潜在需要として捉えることができる。
- 右図に荻窪駅における端末バス利用者の分布状況を例示する。荻窪駅の場合、環状方向の流動が比較的多く見られ、区部周辺部環状公共交通の整備により、利用交通手段が変更される可能性（転換可能性）が高い層と考えられる。

■ 荻窪駅における端末バス利用の分布状況（乗車側）



## 「エイトライナー促進協議会」設置要綱

### (総則)

第1条 環状8号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区（以下「6区」という。）を結ぶ環状方向の新しい公共交通（以下「エイトライナー」という。）を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国、東京都及び関係機関への請願及び陳情
- (2) エイトライナーの整備促進のために必要な事業

### (構成)

第3条 協議会は、総会と理事会で構成し、協議会の事務を運営する幹事会を置く。

### (総会等)

第4条 総会は、6区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算決算
- (3) 要綱の改正
- (4) その他、重要な事項

3 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第2項に規定する総会の議決事項を、第5条に定める理事会における議決事項とし、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

### (理事会等)

第5条 理事会は、6区の区長及び区議会議長をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

3 会長が必要と認めた場合は、前項に規定する理事会の議決事項を、第14条に定める幹事会における議決事項とし、幹事会の議決をもって理事会の議決とみなすことができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第6条第1項の規定に関わらず、理事会は書面による決議ができるものとする。

(会議)

第6条 総会及び理事会(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第7条 協議会に役員として理事12名を置き、次の者を選任する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計監事 2名

(会長)

第8条 会長は、理事の互選とする。

2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事の互選とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。

(会計監事)

第10条 会計監事は、理事の互選とする。

2 会計監事は、協議会の経理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者が理事でなくなった場合はこの限りではない。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

(職員)

第13条 協議会に次の各区の職員を置き、会長が委嘱する。

(1) 常任幹事は、部長級の職員を充てる。

(2) 幹事は、課長級の職員を充てる。

(3) 書記は、担当者を充てる。

- 2 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。
- 3 書記は、幹事の指示により事務に従事する。

(幹事会)

第14条 協議会に前条第1項第1号の常任幹事および第2号の幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5条第2項に規定する、理事会で議決すべき事項について提案することができる。
- 3 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。
- 4 幹事会の議長は、第8条第1項の規定する会長の属する区の常任幹事を充てる。
- 5 幹事会は、第5条第3項の規定による議決をするときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 幹事会は、前項の規定により議決をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、6区の分担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 分担金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。
- 3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

第16条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。

第17条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この要綱は、平成6年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

エイトライナー促進協議会会員名簿

(令和2年7月31日現在)

<p>[会長]</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>[副会長]</p> <p>大田区長 松原忠義                  杉並区議会議員 井口かづ子                  練馬区議会議員 小泉純二</p> <p>[会計監事]</p> <p>板橋区長 坂本健                  北区議会議員 渡辺かつひろ</p> <p>[理事]</p> <p>大田区議会議員 塩野目正樹                  世田谷区議会議員 和田ひでとし                  杉並区長 田中良                  練馬区長 前川耀男                  板橋区議会議員 元山芳行                  北区長 花川與惣太</p>	<p>[大田区]</p> <p>副区長 川野正博                  副区長 清水耕次                  区議会副議長 広川恵美子                  交通臨海部活性化特別委員会委員長 松原元                  交通臨海部活性化特別委員会副委員長 松原秀典</p> <p>[世田谷区]</p> <p>副区長 宮崎健二                  副区長 岡田篤                  区議会副議長 高橋昭彦                  公共交通機関対策等特別委員会委員長 風間ゆたか                  公共交通機関対策等特別委員会副委員長 佐藤美樹</p> <p>[杉並区]</p> <p>副区長 吉田順之                  区議会副議長 島田敏光                  道路交通対策特別委員会委員長 岩田いくま                  道路交通対策特別委員会副委員長 野垣あきこ</p> <p>[練馬区]</p> <p>副区長 小西将雄                  区議会副議長 うすい民男                  都市整備委員会委員長 西野こういち                  都市整備委員会副委員長 小川けいこ</p> <p>[板橋区]</p> <p>副区長 橋本正彦                  区議会副議長 大田ひろし                  都市建設委員会委員長 成島ゆかり                  都市建設委員会副委員長 小林おとみ</p> <p>[北区]</p> <p>副区長 内田隆                  区議会副議長 坂口勝也                  建設委員会委員長 戸枝大幸                  建設委員会副委員長 野口将人</p>
---	---



# 幹事会名簿

(令和2年7月31日現在)

## 常任幹事

大田区	まちづくり推進部長	齋藤 浩一
世田谷区	道路・交通計画部長	田中 太樹
杉並区	都市整備部長	有坂 幹朗
練馬区	技監 都市整備部長事務取扱	宮下 泰昌
板橋区	都市整備部長	松本 香澄
北区	土木部長	佐藤 信夫

## 幹事

大田区	公共交通企画担当課長	遠藤 彰
世田谷区	交通政策課長	堂下 明宏
杉並区	交通施策担当課長	山川 浩
練馬区	交通企画課長	近藤 琢哉
板橋区	都市整備部参事 都市計画課長事務取扱	内池 政人
北区	土木部参事 土木政策課長事務取扱	岩本 憲文